

### 通信費補助および事務費補助などの取り扱い(案)

#### はじめに

昨年の税務署の調査を受けて、上記の補助は個人収入に当たるとことで、追徴課税を納付しました。これは本協会の寄付行為にも反するため、次のように取り扱いをいたします。

通信費補助および事務費補助は廃止します。

4月より各部署にて間違いのないように取り扱い方宜しくお願い致します。

#### (1) 通信費

本部委員会委員長、種別委員会委員長、地区協会理事長(以下 所属長)が承認した者に対して通信費実費を支払うことができる。

運用方法

1. 固定電話機、携帯電話機、通信機(パソコンなど)を貸し出し所属先で全額支払う。会計報告時には明細または請求書添付を義務とする。
2. 現役員が所有している携帯電話にプラス 1 の契約をしてその分についてのみ所属先で支払う。(EX ドコモ 2in1、ソフトバンク W ナンバー、au 131 を押して発信分を明細分ける) 会計報告時には明細または請求書添付を義務とする。
3. 上記以外の通信費は認めない

#### (2) 事務費補助

役員に事務費補助としてお金を支払うことはできない。事務費用としてかかる経費については、実費(領収書必要)で支給してください。

役務については、パートさんと契約をしてパート代として支払って下さい。

その場合パートの方が他で給与を得ている場合(乙欄)は、所得額より 3%所得税を徴収させていただきます。この源泉所得税については領収書、毎月の報告書にも明記して下さい。

乙欄の方も、本協会においてパート雇用する方で年間 103 万円を超えない方でも、『給与所得者の扶養控除等申告書』を必ず提出していただきます。

#### (3) その他

〇〇補助といったあいまいで個人所得とみなされる金銭を支払ってはならない。

以上の件は、公益だからとは関係なく、個人と県協会との適正な税処理の問題です。以後税務署に指摘され、適正に処理されてなければ、その方個人に数年間さかのぼって追徴課税をしなければなりません。留意してください。

尚、本件または税処理等についてのご不明な点は個別にお問合わせ頂きます様お願い致します。